

浜田会館運営事業規定

第1条 (目的)

この規定は尼崎市立浜田会館の管理運営について規定するものである。

第2条 (使用の原則)

(1) 地域住民の生活文化及び福祉の向上と住民相互の親睦を図る為の各種研修、会合、レクレーション、休養並びに老人の憩いの場として使用するものとする。

(2) 会館は地域住民が平等に使用できるものとし、会館の効率的な使用を図る為、何人も定期的な使用は原則として認めない。

(3) 会館備え付けの器具、用品等の貸し出しは、紛失破損防止の為原則として認めない。

第3条 (使用承認の手続き)

(1) 会館を使用しようとする者は、使用の1ヶ月前から所属の福祉協会会長に使用申込書を提出して承認を受けるものとする。

(2) 管理者(又は主任管理代務者)は重要で緊急な地域住民の福祉の用に使用する必要がある時は、使用日時について調整する事ができる。

(3) 管理者(又は主任管理代務者)は受付表を作成し、重複承認等の防止に努め公正を期すものとする。

第4条 (使用時間)

(1) 会館の使用時間は午前9時より午後9時までとする。

(2) 前項に定める時間外に使用しようとする者は、あらかじめ管理者の承認を得なければならない。

第5条 (使用の制限)

管理者は次の各号に該当すると認められた時は、会館の使用を取消することができる。

(1) 営利又は物品販売を目的として会館を使用する恐れがあるとき。

(2) 公の秩序、善良の風俗、その他益を害する恐れのあるとき。

(3) 建物または付属設備を損傷する恐れのあるとき。

- (4) その他管理上支障のあるとき。

第6条 (使用者の守る事項)

使用者は使用申込み時に使用申込責任者を定め、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外にみだりに出入りしない事。
- (2) 所定の場所以外において喫煙し、または火気を使用しない事。
- (3) 他人に迷惑を及ぼす行為をしない事。
- (4) 承認を受けないで壁、柱等に張紙をし、また釘類を打たない事
- (5) 使用を終えた時は直ちに清掃の上、火気の始末等を点検し、使用責任者は下記の事項を確認のうえ退場するものとする。(電熱器、照明、換気扇、冷暖房スイッチ、出入口の施錠)
- (6) その他会長の指示した事項

第7条 (現状回復の義務)

使用者は自己の過失により建物、付属設備、備品を破損し、又は滅失した時はすみやかに現状に回復し、又は損失を弁償しなければならない、但し管理者が特に止む得ない事情があると認められた時は、この限りではない。

第8条 (会館使用料)

- (1) 会館管理に必要な経費に充当するため別表に定める会館使用料を徴収する。
- (2) 会長が特別の理由があると認める時は、これを免除することができる。
- (3) 既納の使用料は、還付しない、ただし会長が特別の理由があると認める時はこの限りでない。

第9条 (会館の管理)

- (1) 管理者(又は主任管理代務者)は会館の管理に万全を期し常に正常な状態を維持しなければならない。
- (2) 会館の美化を維持するため、清掃者を選任して定期的に清掃に勤めなければならない。

別表 会館使用料

使用時間帯		9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:00
1	浜田地区内の者	1,000 円	1,000 円	1,000 円
	F 浜田地区外の者	1,200 円	1,200 円	1,200 円
2	浜田地区内の者	1,000 円	1,000 円	1,000 円
	F 浜田地区外の者	1,200 円	1,200 円	1,200 円
葬儀は 1F・2F 合わせて 2 日間使用 (通夜・葬式)			浜田地区内の者	35,000 円
			浜田地区外の者	40,000 円
葬儀の予備日	地区内使用者	11,000 円	地区外使用者	12,000 円
法 事	地区内使用者	5,000 円	地区外使用者	6,000 円

その他使用

公共性のある団体 (選挙演説会等)

1 日使用	地区内・地区外関係なく	10,000 円
-------	-------------	----------